



柏市監査委員告示第 4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和 3年 3月12日

柏市監査委員	小 栗 一 徳
柏市監査委員	塚 本 竜太郎
柏市監査委員	山 下 洋 輔

令和 2 年度

監査の結果に関する報告

随時監査（工事監査）

柏市監査委員

## 1 監査を実施した監査委員名

小 栗 一 徳  
塚 本 竜太郎  
山 下 洋 輔

※ 加藤雅美監査委員は，令和元年度に総務部長であり，本監査と利害関係があるため，地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により除斥とした。

## 2 監査等の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）

## 3 監査の対象

### (1) 対象工事

道の駅しょうなん再整備工事（建築工事）

### (2) 監査対象部署

経済産業部農政課（工事発注部署）

総務部資産管理課営繕管理室（工事担当部署）

財政部契約課（契約担当部署）

## 4 監査の着眼点

柏市監査等実施要領4(2)別項に定める監査等の着眼点のうち，「第3工事監査等の着眼点」を用いた。

## 5 監査の実施場所及び期間

### (1) 実施場所

柏市役所本庁舎第5・6委員会室及び当該工事場所

### (2) 期間

令和2年12月2日から令和3年2月25日まで

## 6 監査の主な実施内容

(1) 対象工事の選定

令和2年度に施工中の請負金額1,000万円以上の建築又は土木工事の中から監査委員会議で検討し、本工事を選定した。

(2) 監査の方法

監査対象部署から関係資料の提出を求め、関係職員立会いの下、書類及び現地調査を通して、契約、設計、施工等が適正に行われているかについて確認した。

また、技術的観点からの監査を主眼としたため、公益社団法人大阪技術振興協会に技術調査を委託し、派遣された技術士の助言を受けて実施した。

(3) 監査の対象工事概要

ア 工事場所

柏市箕輪新田字城山29-1他26筆

イ 請負者

広島・古川特定建設工事共同企業体

ウ 請負金額（消費税及び地方消費税含む）

(ア) 当初 754,920,000円

(イ) 変更契約後 779,229,338円

エ 契約日

(ア) 当初 平成31年 2月20日

(イ) 変更 令和 元年11月11日

※ 議会の可決をもって本契約の成立

オ 工期

(ア) 当初

平成31年3月19日から平成32年（令和2年）3月17日まで

(イ) 変更

平成31年3月19日から令和3年11月30日まで

カ 工事内容

道の駅しょうなん再整備工事の建築工事一式

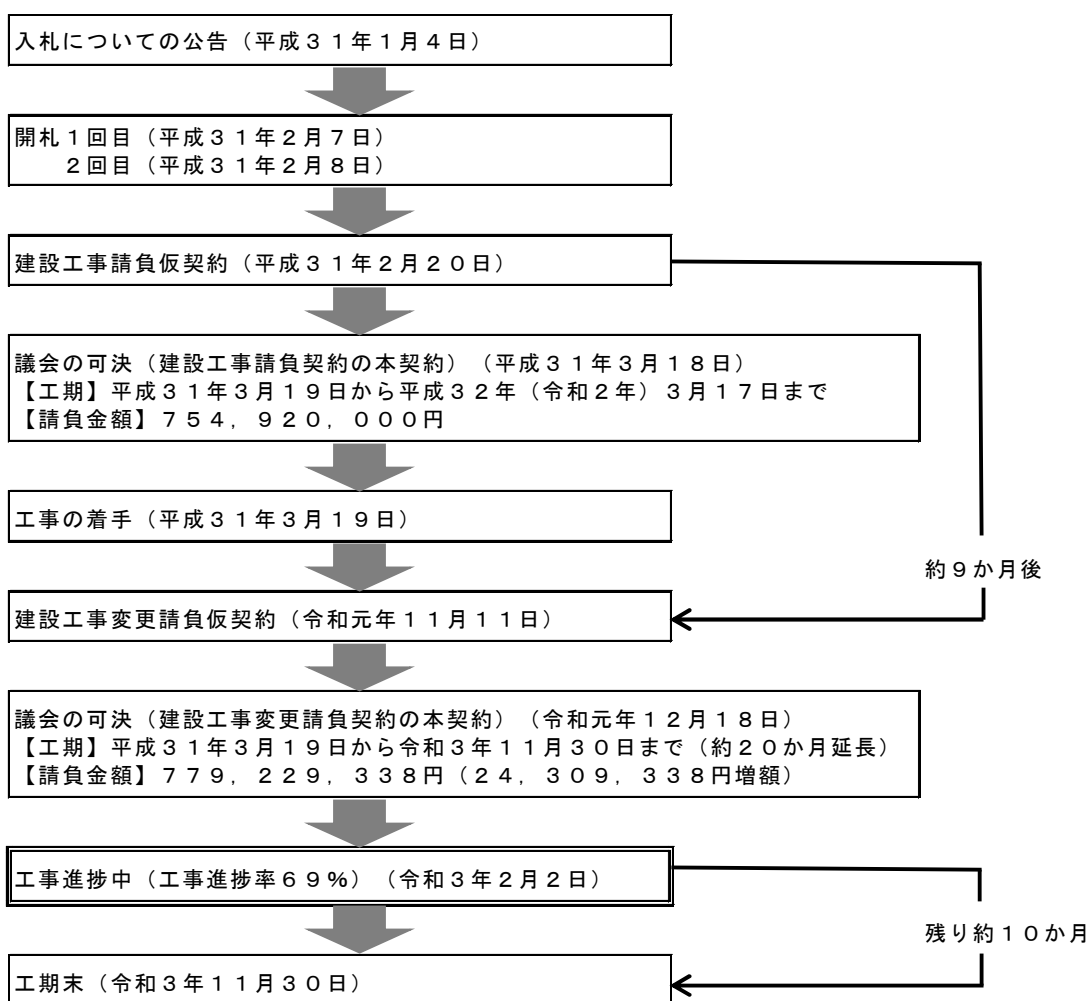
(ア) 構造，階数 鉄骨造，平屋建て

- (イ) 規模 延べ床面積 2,949.37 m<sup>2</sup>
- (ウ) 主要室等 直売所, 加工体験室, 共通ロビー (情報コーナー), 会議室, 事務室, 倉庫, トイレ及びガレリア (屋根付屋外空間)

キ 工事進捗状況

令和3年2月2日現在 (現地調査実施日) の進捗率は計画で69%であり, 実際に69%と確認した。

【参考】対象工事の公告からの時系列は, 次のとおり



## 7 監査の結果

監査は、柏市監査基準に準拠し実施した。契約，設計，施工等について書類及び現地調査により監査した結果，おおむね適正であると認められた。

## 8 その他必要と認める事項

本監査を実施する中で見られた留意すべき点を意見として付記する。

なお，今後同種の施工に際しても参考とされたい。

### 【監査意見】

#### (1) 大幅な工期の延長について

本工事においては，オリンピック・パラリンピック需要等の影響から高力ボルト等鉄骨部材が全国的に不足し，調達に時間を要するとの理由で，令和元年11月11日に工期を約20か月延長する変更契約が締結されている。

変更契約は，建設工事請負契約書約款に基づいて実施しており妥当と判断できるが，当工事監査の技術調査を委託した技術士によると，地方都市においては，高力ボルト等の在庫不足から工期に影響が出たケースは散見されたが，その多くは3～6か月程度の工期延長であり，本工事のような大幅な工期延長事例は少ないとのことであった。

このことから，監査対象部署は，工期延長の原因を再調査し，再発防止策を講じられたい。

#### (2) 適切な工程管理について

##### ア 関連工事全体の工程管理について

「道の駅しょうなん再整備工事」（以下「再整備工事」という。）は，建築工事，電気設備工事，機械設備工事及び土木工事の4工事に分離発注している工事であり，4工事間の調整を含めた工程管理が，再整備工事全体の工期内完了にとって極めて重要である。

現在、4工事間の工程把握及び調整は、各工事請負者間で協議を行った月間工程表及び週間工程表を作成し、定例会議で共有しているということであったが、4工事を統括し、再整備工事の全体工程を管理し指示するものが誰であるのか明確でない印象を受けた。

今回のような分離発注された工事の場合、市では、それぞれの工事を統括し、再整備工事の全体工程を管理、指示するものは決められていないとのことであり、このような状況は問題である。今回の再整備工事の場合は、道の駅しょうなん再整備事業の主管部署である経済産業部農政課が、工期内の工事完了という市にとっての至上命題の下、工事担当部署の総務部資産管理課営繕管理室の協力を得て、当該事業のリーダーとしてより強い指導力を発揮し、主管部署としての責務を果たされたい。

また、営繕管理室は農政課と連携して、再整備工事全体の工程を管理し、各工事監督職員を通じて4工事間の調整を図り、契約の適正な履行を確保されたい。

## **イ 新型コロナウイルス感染症への対策について**

工事現場においては、消毒の徹底や現場に立ち入る者の管理により、新型コロナウイルス感染症への対策を講じているということであった。

一方、現場作業員の配置について、仮に作業員等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、予定どおりに配置できず、工事が遅延することが懸念されるということであったので、万が一に備えてシミュレーションを実施し、工事の遅れが生じないような体制を整えられたい。

今後の本工事の進捗に当たっては、より適切かつ迅速な工程管理が求められるため、農政課及び営繕管理室は密に連携し、本工事を設計し工事監理業務を受託している有限会社ナスカ及び工事請負者のマネジメント状況を点検し、関係者一丸となって工事完了にまい進するよう早急に指導されたい。

## 【その他所見】

本工事以外の請負契約等においても、工期延長とともに契約金額を大幅に増額する変更契約が見受けられる。変更理由は多岐にわたると思われるが、工期延長に至る責任の所在や契約金額増加分の負担について、明確なルール作りに努められたい。

また、今回の工事監査を踏まえて、特に主要な事業は、計画段階から工事発注部署がしっかりとリーダーシップを発揮し、工事担当部署、契約担当部署その他関係部署と連携し、それぞれの所管の垣根を越えて、情報共有や役割分担の明確化、リスク回避の徹底を旨として取り組むことが肝要であると付記する。